

2021 年度 改正箇所等一覧 (AFP テキスト 2020-21 年度 AT120~320 版対応)

2020~2021 年版AFP・2級FPテキストは、2020 年度の税制や制度に基づく記述となっています。当改正資料は、2021 年4月現在における標記テキストの改正箇所等を一覧でまとめたものです。テキストの分冊ごとに該当ページと改定内容を記載していますので、ご確認のうえご活用ください。なお、当資料は、原則として2021 年 9 月および 2022 年1月に実施される2級FP技能検定試験に影響があると推測される項目および分野についてまとめています。

第1分冊 ライフプランニングと資金計画／社会保険・公的年金・企業年金

該当ページ	改定内容等
p. 53 所得金額の見直し	1) 教育一般貸付 (国の教育ローン) ①借入資格 例) 子 1 人 790 万円 (所得 <u>600 万円</u>) 以内 2 人 890 万円 (所得 <u>690 万円</u>) 以内 なお、子が 2 人以内で、所定の要件に該当する場合は、世帯の年間収入 (所得) が <u>990 万円 (790 万円)</u> 以下に緩和される。
p. 54 3) を新設 記述追加	3) 保証制度の選択 保証制度には、「連帯保証人と保証人を選任する人的保証制度」と「保証機関が連帯保証する機関保証制度」があり、奨学金の貸与を受ける際にはいずれかを選択する。機関保証制度を選択した場合は連帯保証人等の必要はないが、毎月の貸与額から保証料月額を差し引いた額が振り込まれる。なお、所定の海外留学のための奨学金を申し込む場合は、人的保証と機関保証の両方の保証が必要となる。 2) → 4) 新所得連動返還型無利子奨学金制度
p. 56 期限延長	6. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 2013 年 4 月 1 日～ <u>2023 (令和 5) 年 3 月 31 日</u> までの間に…
p. 57 ⑦ を新設 記述追加	⑦ 2021 年 4 月 1 日以後に受けた贈与については、教育資金管理契約の締結時期を問わず、贈与者死亡日における残高が生前贈与加算の対象 (上記例外は除く) となり、孫等への贈与は相続税の 2 割加算の対象となる。
p. 57 期限延長 ⑤ を新設 記述追加	7. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 2015 年 4 月 1 日～ <u>2023 (令和 5) 年 3 月 31 日</u> までの間に… ⑤ 2021 年 4 月 1 日以後に受けた贈与については、受贈者が孫等である場合は、贈与者死亡時に相続税の 2 割加算の対象となる。
p. 62 税制改正 記述追加	(2) 住宅取得資金の贈与に係る相続時精算課税選択の特例 1) 特例の主な適用要件 ② 住宅用家屋の床面積 (登記面積) は <u>40 m²以上 (受贈日が 2020 年 12 月以前の場合は 50 m²以上)</u> であり、… (略) …。
p. 63 税制改正 記述追加	(3) 直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税制度 1) 特例の主な適用要件 ③ 取得する住宅の床面積が <u>50 m²以上 240 m²以下</u> であること。 <u>ただし、2021 年 1 月以後の贈与については、受贈者の合計所得金が 1,000 万円以下である場合に限り、床面積の下限が 40 m²以上に緩和される。</u>

次ページへ続く

該当ページ	改定内容等												
<p>p. 63</p> <p>税制改正</p>	<p>2) 非課税限度額</p> <p>図表 1-41</p> <p>2021 年 4 月～12 月までの非課税額を 2020 年 4 月～2021 年 3 月までの金額と同額に引上げ</p> <p>消費税 10%の適用者 1,200 万円 → 1,500 万円 700 万円 → 1,000 万円</p> <p>消費税 10%以外の適用者 800 万円 → 1,000 万円 300 万円 → 500 万円</p>												
<p>p. 75</p> <p>3 行目以降 記述変更</p>	<p>3) リ・バース 60 (リバース・モーゲージ型住宅ローン)</p> <p>…</p> <p><u>融資対象は、住宅の建設または購入資金、住宅のリフォーム資金、サービス付高齢者向け住宅の入居一時金、住宅ローンの借換え資金などで、融資限度額は担保不動産の評価額の 50%または 60%の範囲内で 8,000 万円を上限に所要金額までとなっている。また、ノン・リコース型を取り扱う金融機関もある。</u></p>												
<p>p. 85</p> <p>税制改正 2) を新設 記述追加</p>	<p>(2) 控除率と控除対象年末残高</p> <p>2) 2021 年 1 月以後の居住開始について</p> <p>2021 年 1 月～2022 年 12 月の間に居住を開始し、住宅の取得等が「特別特例取得」に該当する場合は、控除期間を 13 年とする特例の対象となる。</p> <table border="1" data-bbox="469 871 1380 1048"> <thead> <tr> <th>控除期間</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年目～10 年目</td> <td>借入金の年末残高※×1%</td> </tr> <tr> <td>11 年目～13 年目</td> <td>下記(a) (b)のうち少ない方の金額 (a)借入金の年末残高※×1% (b)住宅取得等の対価の額 (税抜き※) ×2%×1/3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※借入金の年末残高および住宅取得等の対価の額は 4,000 万円上限 (認定住宅は 5,000 万円上限)。</p> <p>① 特別特例取得とは</p> <p>住宅取得等に際して適用された消費税の税率が 10%であり、住宅取得等の契約の締結時期が下記の期限内であるものをいう。</p> <table border="1" data-bbox="458 1238 1347 1346"> <thead> <tr> <th>住宅の区分</th> <th>契約締結期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅の新築の場合</td> <td>2020 年 10 月 1 日～2021 年 9 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>新築以外の取得、増改築等</td> <td>2020 年 12 月 1 日～2021 年 11 月 30 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 床面積要件の緩和</p> <p>住宅の取得等が特別特例取得に該当する場合は、合計所得金額が 1,000 万円以下の年に限り、床面積 40 m²以上 50 m²未満の住宅の借入金も控除対象となる。</p>	控除期間	控除額	1 年目～10 年目	借入金の年末残高※×1%	11 年目～13 年目	下記(a) (b)のうち少ない方の金額 (a)借入金の年末残高※×1% (b)住宅取得等の対価の額 (税抜き※) ×2%×1/3	住宅の区分	契約締結期間	住宅の新築の場合	2020 年 10 月 1 日～2021 年 9 月 30 日	新築以外の取得、増改築等	2020 年 12 月 1 日～2021 年 11 月 30 日
控除期間	控除額												
1 年目～10 年目	借入金の年末残高※×1%												
11 年目～13 年目	下記(a) (b)のうち少ない方の金額 (a)借入金の年末残高※×1% (b)住宅取得等の対価の額 (税抜き※) ×2%×1/3												
住宅の区分	契約締結期間												
住宅の新築の場合	2020 年 10 月 1 日～2021 年 9 月 30 日												
新築以外の取得、増改築等	2020 年 12 月 1 日～2021 年 11 月 30 日												
<p>p. 88</p> <p>制度改定 1) を新設 記述追加</p>	<p>8. すまい給付金</p> <p>1) 適用期限の延長</p> <p>下記の期限内に売買契約等を締結し、2022 年 12 月 31 日までに引渡しを受けて入居が完了した場合は、給付金の支払い対象となる。</p> <table border="1" data-bbox="458 1664 1347 1771"> <thead> <tr> <th>住宅の区分</th> <th>契約締結期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅の新築の場合</td> <td>2020 年 10 月 1 日～2021 年 9 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>新築以外の取得、増改築等</td> <td>2020 年 12 月 1 日～2021 年 11 月 30 日</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の区分	契約締結期間	住宅の新築の場合	2020 年 10 月 1 日～2021 年 9 月 30 日	新築以外の取得、増改築等	2020 年 12 月 1 日～2021 年 11 月 30 日						
住宅の区分	契約締結期間												
住宅の新築の場合	2020 年 10 月 1 日～2021 年 9 月 30 日												
新築以外の取得、増改築等	2020 年 12 月 1 日～2021 年 11 月 30 日												
<p>p. 105</p> <p>制度改定 3 行目 記述削除</p> <p>③ を削除</p>	<p>(2) 貯金担保自動貸付 (ゆうちょ銀行)</p> <p>…</p> <p>金担保貸付、国債や個人向け国債を担保とした国債等担保自動貸付もある。</p> <p>1) 貸付限度額</p> <p>④ 国債および個人向け国債の額面金額の 80%以内で 1 人 200 万円限度。</p>												

次ページに続く

該当ページ	改定内容等													
p. 140 記述削除	(6)被保険者の資格取得日 (注) 2022 年 10 月以後 、2 ヶ月以内の期間を定めて雇用された場合でも、その期間を超えて雇用が見込まれる者は、適用除外とならない。													
p. 142 3 行目	(1) 保険料 …なお、 <u>2021 (令和 3) 年度の全国平均料率は、前年度と同じく 10.0%で、</u> … 図表 2-8・協会けんぽの全国平均保険料率 (2021 年 4 月現在) …別途介護保険料として「(標準報酬月額、標準賞与額) × 18.0/1000」を加算 以下、協会けんぽの介護保険料率は 18.0/1000 にすべて読み替える													
p. 144 最下行 記述変更・追加	(1)被扶養者の範囲 …書類の添付が必要である。 <u>また、被扶養者と認定されるためには、外国に赴任する被保険者に同行する者や海外に留学する学生などの例外を除き、原則として国内居住が要件となっている。</u>													
p. 149 記述変更 p. 156	図表 2-12・70 歳以上の者の高額療養費の自己負担限度額 表中の一般について、所得金額等を追記する。 <table border="1" data-bbox="453 891 916 987"> <tr> <td data-bbox="453 891 655 987">一 般</td> <td data-bbox="655 891 916 987">26 万円以下 [145 万円未満]</td> </tr> </table> 図表 2-17 も同様	一 般	26 万円以下 [145 万円未満]											
一 般	26 万円以下 [145 万円未満]													
p. 153 3 行目	国民健康保険料 (税) 率は… … (略) …、 <u>2021 (令和 3) 年度は 82 万円 (後期高齢者支援金等分 19 万円を含む)</u> となっている。なお、40 歳以上の者には介護分 (17 万円上限) が上乘せされる。													
p. 154 保険料改定 図表内計算例	1) 保険料は全額自己負担 (3 行目) 負担する保険料は…標準報酬月額 (2021 年度は 30 万円) を比べ… 図表 2-15・任意継続被保険者の上限保険料 <u>2021 年度の任意継続被保険者の標準報酬月額</u> の上限 300,000 円 ・40 歳以上 $300,000 \text{ 円} \times 11.80\% = 35,400 \text{ 円}$ (介護保険料を加算)													
p. 161 保険料改定	① 保険料 保険者が設定した保険料基準額 (<u>第 8 期 : 2021 (令和 3) ~2023 (令和 5) 年度の全国平均額は 6,014 円</u>) に、…													
p. 163 2 行目 改正	4) 認定の有効期間 … 認定審査会の意見によっては 3 ヶ月~12 ヶ月 (更新認定は 3 ヶ月~ <u>48 ヶ月</u>) に…													
p. 166	図表 2-23・高額介護サービス費 (2021 年 8 月以降現役並み所得者を 3 区分) (現役並み所得者以外は改定なし) <table border="1" data-bbox="416 1765 1329 1962"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 1765 632 1805"></th> <th data-bbox="632 1765 1007 1805">前年の住民税課税所得金額</th> <th data-bbox="1007 1765 1329 1805">負担上限額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 1805 632 1845" rowspan="3">現役並み所得者がいる世帯</td> <td data-bbox="632 1805 1007 1845">690 万円以上</td> <td data-bbox="1007 1805 1329 1845">140,100 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1845 1007 1886">380 万円以上</td> <td data-bbox="1007 1845 1329 1886">93,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1886 1007 1926">145 万円以上</td> <td data-bbox="1007 1886 1329 1926">44,400 円 (据置)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1926 632 1962">一 般</td> <td data-bbox="632 1926 1007 1962">145 万円未満</td> <td data-bbox="1007 1926 1329 1962">44,400 円</td> </tr> </tbody> </table>		前年の住民税課税所得金額	負担上限額 (月額)	現役並み所得者がいる世帯	690 万円以上	140,100 円	380 万円以上	93,000 円	145 万円以上	44,400 円 (据置)	一 般	145 万円未満	44,400 円
	前年の住民税課税所得金額	負担上限額 (月額)												
現役並み所得者がいる世帯	690 万円以上	140,100 円												
	380 万円以上	93,000 円												
	145 万円以上	44,400 円 (据置)												
一 般	145 万円未満	44,400 円												

次ページに続く

該当ページ	改定内容等
p. 175 4 行目 記述追加	(1) 被保険者 … 雇用保険では、賃金の支払いの基礎だった日数が 11 日以上ある月、 <u>または賃金の支払いの基礎となった労働時間数が 80 時間以上ある月</u> を被保険者期間 1 ヶ月として計算する。保険給付では…
p. 178 法改正 記述変更	5) 基本手当の給付制限 ② <u>自己都合退職の場合は待期の 7 日間に加え、原則 2 ヶ月間^(注)の給付制限がかかり、この間、基本手当は支給されない。なお、本人の重大な責任による解雇の場合は、給付制限期間が 3 ヶ月に延長される。</u> <u>(注) 離職日以前 5 年間のうち自己都合退職が 3 回以上の場合は 3 ヶ月</u>
p. 183 3 を新設 記述追加	3. 高年齢者雇用安定法の一部改正 (2021 年 4 月 1 日施行) 高年齢者就業機会確保措置を講じることにより、現に雇用している 65 歳から 70 歳までの安定した雇用を確保するよう務めることとされた。対象なる事業主は次のとおり。 ① 定年を 65 歳以上 75 歳未満に定めている事業主 ② 65 歳までの継続雇用制度 (70 歳までの継続雇用制度を除く) を導入している事業主 (1) 高年齢者就業確保措置とは 次のような措置をいうが、この措置は定年を 70 歳まで引き上げることを義務付けるものではなく、努力義務であることに留意する。 ① 70 歳までの定年年齢の引き上げ ② 定年制の廃止 ③ 70 歳までの継続雇用制度 (他に事業主によるものを含む) 上記には、個人とのフリーランス契約 (業務委託契約)、個人の企業支援、個人の社会貢献活動参加といったことについて、定年後または 65 歳までの継続雇用修了後に、事業主が元従業員との間で、70 歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入など、労使合意に基づいた創業支援措置が含まれる。
p. 193 保険料改定 (1 行目)	(3) 国民年金 (基礎年金) 保険料 <u>2021 (令和 3) 年度の国民年金保険料は月額 16,610 円で…</u> ※ 以下、2021 年度の国民年金保険料の月額はすべて 16,610 円に読み替える。
p. 206 年金額 改定	(1) 老齢基礎年金額の計算 <u>2021 (令和 3) 年度における満額の老齢基礎年金額は 780,900 円 (月額 65,075 円) である。</u> ※ 以下、2021 年度の満額の基礎年金額は 780,900 円に読み替える。
p. 213 金額改定	(4) 定額部分の年金額 定額部分の年金額は下記の算式で求める。 <u>定額単価 1,628 円は、2021 (令和 3) 年度の金額で毎年度見直される。</u> 定額部分 (2021 (令和 3) 年度価額) の計算式 定額単価 1,628 円 × 被保険者月数 (480 月上限)
p. 216 金額改定	経過的加算の計算式 (金額を <u>2021 (令和 3) 年度価額に改定</u>) 定額単価 1,630 円を <u>1,628 円</u> に、 年金額 781,700 円を <u>780,900 円</u> に訂正

次ページに続く

該当ページ	改定内容等																												
<p>p. 217</p> <p>金額改定</p> <p>金額改定</p>	<p>図表 2-61・加給年金額 (2021 (令和 3) 年度価額)</p> <table border="1" data-bbox="422 246 1013 369"> <tr> <td>配偶者</td> <td>224,700 円</td> </tr> <tr> <td>1 人目、2 人目の子</td> <td>224,700 円</td> </tr> <tr> <td>3 人目以降の子</td> <td>74,900 円</td> </tr> </table> <p>1) 配偶者の特別加算額 図表 2-62・特別加算額、ほか (2021 (令和 3) 年度価額)</p> <table border="1" data-bbox="422 470 1404 616"> <thead> <tr> <th>受給権者の生年月日</th> <th>特別加算額</th> <th>加給年金額との合計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1941 年 4 月 2 日～1942 年 4 月 1 日</td> <td>99,500 円</td> <td>324,200 円</td> </tr> <tr> <td>1942 年 4 月 2 日～1943 年 4 月 1 日</td> <td>132,600 円</td> <td>357,300 円</td> </tr> <tr> <td>1943 年 4 月 2 日以降</td> <td>165,800 円</td> <td>390,500 円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者	224,700 円	1 人目、2 人目の子	224,700 円	3 人目以降の子	74,900 円	受給権者の生年月日	特別加算額	加給年金額との合計額	1941 年 4 月 2 日～1942 年 4 月 1 日	99,500 円	324,200 円	1942 年 4 月 2 日～1943 年 4 月 1 日	132,600 円	357,300 円	1943 年 4 月 2 日以降	165,800 円	390,500 円										
配偶者	224,700 円																												
1 人目、2 人目の子	224,700 円																												
3 人目以降の子	74,900 円																												
受給権者の生年月日	特別加算額	加給年金額との合計額																											
1941 年 4 月 2 日～1942 年 4 月 1 日	99,500 円	324,200 円																											
1942 年 4 月 2 日～1943 年 4 月 1 日	132,600 円	357,300 円																											
1943 年 4 月 2 日以降	165,800 円	390,500 円																											
<p>p. 224</p>	<p>8. 在職老齢年金 図表 2-67</p> <table border="1" data-bbox="414 716 1228 795"> <tr> <td rowspan="2">2021 (令和 3) 年度</td> <td>支給停止調整開始額</td> <td>280,000 円</td> </tr> <tr> <td>支給停止調整変更額</td> <td>470,000 円</td> </tr> </table>	2021 (令和 3) 年度	支給停止調整開始額	280,000 円	支給停止調整変更額	470,000 円																							
2021 (令和 3) 年度	支給停止調整開始額		280,000 円																										
	支給停止調整変更額	470,000 円																											
<p>p. 225・226</p>	<p>(2) 老齢厚生年金 (65 歳以上) の支給調整 → 2021 (令和 3) 年度の支給停止調整額は、2020 年度と同額の 47 万円</p>																												
<p>p. 230</p>	<p>(2) 障害基礎年金の年金額 図表 2-72・障害基礎年金の額 (2021 (令和 3) 年度価額) 子の加算額</p> <table border="1" data-bbox="422 985 1348 1064"> <tr> <td>1 級</td> <td>976,125 円 + 子の加算</td> <td>2 人目まで</td> <td>224,700 円</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>780,900 円 + 子の加算</td> <td>3 人目以降</td> <td>74,900 円</td> </tr> </table>	1 級	976,125 円 + 子の加算	2 人目まで	224,700 円	2 級	780,900 円 + 子の加算	3 人目以降	74,900 円																				
1 級	976,125 円 + 子の加算	2 人目まで	224,700 円																										
2 級	780,900 円 + 子の加算	3 人目以降	74,900 円																										
<p>p. 232</p>	<p>図表 2-73・障害厚生年金額のまとめ (2021 (令和 3) 年度価額)</p> <table border="1" data-bbox="422 1131 1316 1254"> <tr> <td>1 級</td> <td>障害厚生年金 × 1.25 + 配偶者加給年金額 (224,700 円)</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>障害厚生年金 × 1.00 + 配偶者加給年金額 (224,700 円)</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>障害厚生年金 × 1.00 (最低保障額 585,700 円)</td> </tr> </table> <p>2) 障害手当金</p> <table border="1" data-bbox="430 1321 1324 1355"> <tr> <td>障害手当金</td> <td>障害厚生年金 × 2.0 (最低保障額 1,171,400 円)</td> </tr> </table>	1 級	障害厚生年金 × 1.25 + 配偶者加給年金額 (224,700 円)	2 級	障害厚生年金 × 1.00 + 配偶者加給年金額 (224,700 円)	3 級	障害厚生年金 × 1.00 (最低保障額 585,700 円)	障害手当金	障害厚生年金 × 2.0 (最低保障額 1,171,400 円)																				
1 級	障害厚生年金 × 1.25 + 配偶者加給年金額 (224,700 円)																												
2 級	障害厚生年金 × 1.00 + 配偶者加給年金額 (224,700 円)																												
3 級	障害厚生年金 × 1.00 (最低保障額 585,700 円)																												
障害手当金	障害厚生年金 × 2.0 (最低保障額 1,171,400 円)																												
<p>p. 235</p> <p>年金額改定</p>	<p>図表 2-75 子のある配偶者が受け取る遺族基礎年金の額 (2021 (令和 3) 年度価額)</p> <table border="1" data-bbox="422 1433 1412 1601"> <thead> <tr> <th></th> <th>基本額</th> <th>加算額</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子が 1 人いる配偶者</td> <td rowspan="3">780,900 円</td> <td>224,700 円</td> <td>1,005,600 円</td> </tr> <tr> <td>子が 2 人いる配偶者</td> <td>224,700 円 × 2</td> <td>1,230,300 円</td> </tr> <tr> <td>子が 3 人いる配偶者</td> <td>224,700 円 × 2 + 74,900 円</td> <td>1,305,200 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 子が 3 人以上の場合、3 人目から 1 人につき 74,900 円が加算される。</p> <p>図表 2-76 子が受け取る遺族基礎年金の額 (2021 (令和 3) 年度価額)</p> <table border="1" data-bbox="422 1702 1412 1870"> <thead> <tr> <th></th> <th>基本額</th> <th>加算額</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子が 1 人のとき</td> <td rowspan="3">780,900 円</td> <td>なし</td> <td>780,900 円</td> </tr> <tr> <td>子が 2 人のとき</td> <td>224,700 円</td> <td>1,005,600 円</td> </tr> <tr> <td>子が 3 人のとき</td> <td>224,700 円 + 74,900 円</td> <td>1,080,500 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 子が 3 人以上の場合、3 人目から 1 人につき 74,900 円が加算される。</p>		基本額	加算額	合計	子が 1 人いる配偶者	780,900 円	224,700 円	1,005,600 円	子が 2 人いる配偶者	224,700 円 × 2	1,230,300 円	子が 3 人いる配偶者	224,700 円 × 2 + 74,900 円	1,305,200 円		基本額	加算額	合計	子が 1 人のとき	780,900 円	なし	780,900 円	子が 2 人のとき	224,700 円	1,005,600 円	子が 3 人のとき	224,700 円 + 74,900 円	1,080,500 円
	基本額	加算額	合計																										
子が 1 人いる配偶者	780,900 円	224,700 円	1,005,600 円																										
子が 2 人いる配偶者		224,700 円 × 2	1,230,300 円																										
子が 3 人いる配偶者		224,700 円 × 2 + 74,900 円	1,305,200 円																										
	基本額	加算額	合計																										
子が 1 人のとき	780,900 円	なし	780,900 円																										
子が 2 人のとき		224,700 円	1,005,600 円																										
子が 3 人のとき		224,700 円 + 74,900 円	1,080,500 円																										
<p>p. 241</p> <p>年金額改定</p>	<p>(5) 中高齢寡婦加算 (3 行目) … 中高齢寡婦加算の額は 585,700 円 (2021 (令和 3) 年度価額) で、…</p>																												

次ページに続く

該当ページ	改定内容等
p. 253 3 行目 法改正	(3) 給付 (3 行目) … 老齢給付の支給開始は <u>60 歳以上 70 歳の範囲</u> で…
p. 258 法改正	1) 脱退一時金 (6 行目) ・資産額が 25 万円以下、または掛金拠出期間が <u>5 年以下</u> であること

第1分冊 リスク管理

該当ページ	改定内容等
p. 369 1) を新設 記述追加	(6) フリート契約とノンフリート契約 …… 1) ノンフリート等級について 初めて契約するときは 6 等級 (または 7 等級) からスタートし、1 年間事故がなければ翌年は 1 等級上がり、事故にあつて保険金の支払いを受けた場合は 1 事故について 3 等級または 1 等級下がる。 3 等級ダウン事故の場合、翌年以降 3 年間 (1 等級ダウン事故の場合は翌年のみ)、事故あり等級が適用され、事故あり係数 (割引率) で保険料が計算される。事故あり等級適用期間中 (3 年間または 1 年間) 無事故であれば、その翌年から無事故等級に復帰する。 ・3 等級ダウン事故…対人・対物の保険金が支払われた場合や家屋や電柱に衝突して車両保険を使った場合。 ・1 等級ダウン事故…盗難、台風や洪水、火災、いたずら落書きなどによる損害を原因として車両保険を使った場合。 ・ノーカウント事故…人身傷害補償保険や搭乗者傷害保険などの保険金のみ支払われた場合。無事故扱いで翌年は 1 等級上がる。
p. 371 記述変更	5) 受託者賠償責任保険 <u>クリーニング店</u> レストランや理美容院、手荷物預かり所、委託修理・加工…
p. 396 文末に加筆	4) 相続税について ……。なお、 <u>死亡保険金は生命保険契約に限らず、損害保険契約や共済契約に基づく死亡保険金を含む。</u>
p. 415 文末に加筆 加筆	(4) 個人契約の保険金と税金 (2 行目) 1) 火災保険 ……非課税である。 <u>家屋の再築や家財の購入をしない場合も非課税である。</u> 2) 自動車保険 (図表 3-115) 車両保険金 : 非課税 (<u>車両を修理しない場合も非課税</u>)

次ページに続く

第2分冊 金融資産運用設計

該当ページ	改定内容等
p. 5 指標追加 記述追加	2. 景気動向指数 図表 4-3・景気動向指数に採用されている指標（2021 年 4 月現在） 一致指数に 「 10. 輸出数量指数 」 を追加 欄外に挿入 <u>(逆) は、指数の上昇・下降が景気の動きと反対になる指標であることを指す。</u>
p. 31 語句訂正	3) 期日指定定期預金 預入金額：預入限度額を 300 万円以下などとする金融機関が一般的
p. 56 (5) を新設 記述追加	(5) 債券価格の求め方 利回りの計算式を展開することにより、債券価格（単価）を計算することができる。 代表的なものは、最終利回り（単利）より債券価格を求めるものである。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> $\text{債券価格（単価）} = \frac{100 + \text{表面利率（\%）} \times \text{残存期間}}{100 + \text{最終利回り（\%）} \times \text{残存期間}} \times 100$ </div> (5) → (6) 割引債の利回り
p. 63 6 行目以下に (4) を新設 記述追加	(4) 東京証券取引所における株式市場区分の変更（2022 年 4 月予定） 東京証券取引所は、2022 年 4 月 4 日付けで、株式の市場区分を現在の第 1 部、第 2 部、マザーズ、ジャスダックからプライム（最上位市場）、スタンダード（中堅企業向け市場）、グロース（新興企業向け市場）の 3 つの区分に変更すると発表した。
p. 65 語句追加 記述追加	(6) 株式ミニ投資（ミニ株投資）と <u>単元未満株投資</u> 株式ミニ投資は単元株数の 10 分の 1 単位（10 株単位で最高 90 株まで）で、 <u>単元未満株投資は 1 株単位で株式に投資できる方法であり、いずれも一部の証券会社で取引できる。</u> ※以下、変更なし
p. 148 法改正 (4) を新設 記述追加	(4) 金融サービス提供法への改称 「金融サービス仲介業」を新設する改正金融商品販売法が 2020 年 6 月 12 日公布（施行は公布日から 1 年 6 ヶ月以内）された。 金融サービス仲介業とは、1 つの登録を受ければ、銀行・証券・保険のすべての分野で、高度な説明を要しない金融商品・サービスを、ワンストップで仲介できる業務をいう。この法改正により、金融商品販売法は「金融サービスの提供に関する法律（金融サービス提供法）」と改称されることとなった。なお、業者の説明義務など顧客保護に関する規定に変更はない。

次ページに続く

第2分冊 タックスプランニング

該当ページ	改定内容等												
p. 163 語句修正	② 租税特別措置法で分離課税となるもの ・ <u>利子所得のうち預貯金の利子(源泉分離課税)、譲渡所得の…</u>												
p. 171 記述追加	図表 5-12 <table border="1"> <tr> <td>利子所得 (源泉分離) (申告分離)</td> <td>利子収入金額＝<u>所得金額</u> (注) 申告不要制度あり</td> </tr> <tr> <td>退職所得</td> <td>(収入金額－退職所得控除額) × 1/2 ＝ <u>(注) 特定役員退職手当等は 1/2 適用なし</u></td> </tr> </table>	利子所得 (源泉分離) (申告分離)	利子収入金額＝ <u>所得金額</u> (注) 申告不要制度あり	退職所得	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2 ＝ <u>(注) 特定役員退職手当等は 1/2 適用なし</u>								
利子所得 (源泉分離) (申告分離)	利子収入金額＝ <u>所得金額</u> (注) 申告不要制度あり												
退職所得	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2 ＝ <u>(注) 特定役員退職手当等は 1/2 適用なし</u>												
p. 185 記述追加	1) 事業所得の収入金額 (文末に加筆) …… (権利確定主義という)。 <u>ただし、商品を売り上げていない場合に受け取っている前受金は収入金額に含めない。</u>												
p. 199 語句訂正	図表 5-35・新 N I S A の概要 (2024 年 1 月以降) 対象者：口座開設年の 1 月 1 日で <u>18 歳以上の者</u>												
p. 224 期限延長 8 行目文末 記述追加 期限延長	4) <u>セルフメディケーション税制 (2026 (令和 8) 年 12 月までの時限措置)</u> … <u>明細書を確定申告書の提出の際に添付しなければならない。ただし、2021 (令和 3) 年分の申告書 (2022 年 1 月以後提出分) から書類の添付・提示は不要とされ、代わりに書類等の 5 年間の保存義務が課せられる。</u> 図表 5-55 対象期間：2017 年 1 月 1 日～ <u>2026 (令和 8) 年 12 月 31 日まで</u>												
p. 237 p. 238 の 1 行目 から、記述変更	(2) 控除率と控除期間 なお、2021 年 1 月～2022 年 12 月の居住開始であり、住宅の取得等が「特別特例取得」に該当する場合は、控除期間を 13 年とする特例の対象となる。 図表 5-71 <table border="1"> <thead> <tr> <th>控除期間</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年目～10 年目</td> <td>借入金の年末残高[*]×1%</td> </tr> <tr> <td>11 年目～13 年目</td> <td>下記(a)(b)のうち少ない方の金額 (a)借入金の年末残高[*]×1% (b)住宅取得等の対価の額 (税抜き[*]) × 2% × 1/3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※借入金の年末残高および住宅取得等の対価の額は 4,000 万円上限 (認定住宅は 5,000 万円上限)。</p> <p>① 特別特例取得とは 住宅取得等に際して適用された消費税率が 10% であり、住宅取得等の契約の締結時期が下記の期限内であるものをいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の区分</th> <th>契約締結期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅の新築の場合</td> <td>2020 年 10 月 1 日～2021 年 9 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>新築以外の取得、増改築等</td> <td>2020 年 12 月 1 日～2021 年 11 月 30 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 床面積要件の緩和 住宅の取得等が特別特例取得に該当する場合は、合計所得金額が 1,000 万円以下の年に限り、床面積 40 m²以上 50 m²未満の住宅の借入金も控除対象となる。</p>	控除期間	控除額	1 年目～10 年目	借入金の年末残高 [*] ×1%	11 年目～13 年目	下記(a)(b)のうち少ない方の金額 (a)借入金の年末残高 [*] ×1% (b)住宅取得等の対価の額 (税抜き [*]) × 2% × 1/3	住宅の区分	契約締結期間	住宅の新築の場合	2020 年 10 月 1 日～2021 年 9 月 30 日	新築以外の取得、増改築等	2020 年 12 月 1 日～2021 年 11 月 30 日
控除期間	控除額												
1 年目～10 年目	借入金の年末残高 [*] ×1%												
11 年目～13 年目	下記(a)(b)のうち少ない方の金額 (a)借入金の年末残高 [*] ×1% (b)住宅取得等の対価の額 (税抜き [*]) × 2% × 1/3												
住宅の区分	契約締結期間												
住宅の新築の場合	2020 年 10 月 1 日～2021 年 9 月 30 日												
新築以外の取得、増改築等	2020 年 12 月 1 日～2021 年 11 月 30 日												

次ページに続く

該当ページ	改定内容等																								
p. 264 4 行目 記述追加	(3) 償却方法の変更手続き ……理由が必要である。 <u>償却方法の変更申請を行った場合、個人は 12 月 31 日までに、法人は事業年度終了日までに承認または却下の通知がない場合はみなし承認となる。</u>																								
p. 269 語句追加	(3) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除 3) その他 ② 繰越控除を受けようとする … (略) … 住宅借入金 (償還期間 10 年以上に限る) の残高があること。																								
p. 276 ⑤を新設	(13) 低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除 <u>⑤ 2022 (令和 4) 年 12 月 31 日までの譲渡であること</u>																								
p. 278 税制改正 記述変更	(4) 住民税が課税されない人 その年の 1 月 1 日時点で… (略) …人、障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年所得が 135 万円以下の人については…課税されない。																								
p. 279 記述変更	2. 税額の計算方法 (1) 均等割額 均等割額は… (略) …。ただし、 <u>均等割の非課税に該当する者 (p. 278 参照) は課税されない。</u>																								
p. 280	図表 5-97・住民税と所得税の所得控除の種類とその控除額の比較 (2021 年度) 抜粋 <table border="1" data-bbox="432 992 1329 1267"> <thead> <tr> <th>所得控除の種類</th> <th>本人の合計所得金額</th> <th>住民税</th> <th>所得税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寡婦控除</td> <td rowspan="2">500 万円以下</td> <td>26 万円</td> <td>27 万円</td> </tr> <tr> <td>ひとり親控除</td> <td>30 万円</td> <td>35 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">基礎控除</td> <td>2,400 万円以下</td> <td>43 万円</td> <td>48 万円</td> </tr> <tr> <td>2,400 万円超</td> <td>29 万円</td> <td>32 万円</td> </tr> <tr> <td>2,450 万円超</td> <td>15 万円</td> <td>16 万円</td> </tr> <tr> <td>2,500 万円超</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	所得控除の種類	本人の合計所得金額	住民税	所得税	寡婦控除	500 万円以下	26 万円	27 万円	ひとり親控除	30 万円	35 万円	基礎控除	2,400 万円以下	43 万円	48 万円	2,400 万円超	29 万円	32 万円	2,450 万円超	15 万円	16 万円	2,500 万円超	なし	なし
所得控除の種類	本人の合計所得金額	住民税	所得税																						
寡婦控除	500 万円以下	26 万円	27 万円																						
ひとり親控除		30 万円	35 万円																						
基礎控除	2,400 万円以下	43 万円	48 万円																						
	2,400 万円超	29 万円	32 万円																						
	2,450 万円超	15 万円	16 万円																						
	2,500 万円超	なし	なし																						
p. 284 税制改正 文末に加筆	1) 申告しなくてもよい人 …… 提出が必要となる。 <u>ただし、2021 年分以後の申告 (2022 年 1 月以後提出の申告書) については、住民税において申告不要を選択する場合は、所得税の確定申告書に附記事項として附記すれば申告手続きが完結することとされた。</u>																								
p. 308 記述追加	1. 法人税の税率 <u>計算式の下に行</u> 法人税の税率は… (略) …。…法人の種類別に定められている。 <u>なお、期末資本金等が 1 億円以下の一定の中小法人等については、所得金額 800 万円以下の部分に軽減税率が適用される</u>																								
p. 308 期限延長	図表 5-128・法人税の税率 欄外 (注) カッコ内の税率 15% は、2023 年 3 月 31 日までの間に… (略)																								
p. 316 1) を新設 記述追加	(1) 確定申告 1) 大企業の電子申告 (e-Tax) の義務化 2020 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から、大法人については以下の申告書等について、電子申告によることが義務化された。大法人とは、内国法人のうち事業年度開始の時に、資本金の額等が 1 億円を超える法人をいう。 <table border="1" data-bbox="432 1955 1433 2024"> <tr> <td>対象となる申告書</td> <td>法人税・地方法人税、道府県民税・市町村民税、事業税 消費税、地方消費税</td> </tr> </table>	対象となる申告書	法人税・地方法人税、道府県民税・市町村民税、事業税 消費税、地方消費税																						
対象となる申告書	法人税・地方法人税、道府県民税・市町村民税、事業税 消費税、地方消費税																								

次ページに続く

該当ページ	改定内容等
p. 318 (1)を新設 記述追加	<p>3. 連結納税制度</p> <p>(1) グループ通算制度</p> <p>グループ通算制度は、完全支配関係にある企業グループの各法人が個別に法人税額の計算や申告を行い、その中で損益通算等を行う。各法人が個別に申告を行うため、修正申告等があっても、原則として他のグループ会社に影響を与えることはない。グループ内の法人は法人税の連帯納付義務を負う仕組みである。</p>
p. 353 語句追加	<p>図表 5-166 (図の中の説明文)</p> <p>課税売上高が 5 億円超の事業者や課税売上高が 95%未満の場合はこの 2 つから選択</p>
p. 354 語句追加	<p>7. 簡易課税制度 (6行目)</p> <p>...</p> <p>また、簡易課税制度の適用を止めるときには、<u>原則としてその適用を取りやめようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を所轄税務署長に提出する。</u></p>

次ページに続く

第3分冊 不動産運用設計

該当ページ	改定内容等
p. 14 記述追加	1) 表示登記（表示に関する登記） ① 新たに…申請しなければならない。 ・建物表題登記に必要な書類は、 <u>工事完了引渡証明書、建築確認通知書・設計図面、検査済証または建築請負契約書、住民票、建物図面など</u>
p. 31 記述追加	1) 重要事項の説明（5行目の後に挿入） …が宅建業者である場合は説明を省略できる。 <u>なお、2021年3月30日から一定の要件の下でオンラインで説明を行うことが可能となった。</u>
p. 40 民法改正 記述変更	1) 解約手付による契約解除 ……手付金を受領した売主は <u>手付金の倍返しにより、</u> → <u>手付金を受領した売主は、手付金の倍額を現実に提供することにより、</u>
p. 77 記述追加	図表 6-46・建蔽率制限 欄外（注）に加筆 ・ <u>準防火地域内の耐火・準耐火建築物は「建蔽率の制限なし」は適用されない。</u>
p. 85 7. を新設 記述追加	7. 農地を相続する場合の届出 ① 相続等により農地を取得した者は、農地のある農業委員会への届出が義務付けられており、違反者には罰則が適用される。 ② 相続人が耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等の斡旋を受けることができる。
p. 99 期限延長	図表 6-63・登録免許税の税率 適用期限の延長（①所有権の移転登記 ③信託の登記 の2箇所） <u>2021年3月末 → 2023年3月末</u>
p. 100 期限延長 ①の文末に 加筆	(4)土地の相続登記に対する免税措置（ <u>2022年3月31日までの時限措置</u> ） ①相続により… <u>の移転登記に対する登録免許税、および表題部所有者の相続人が受ける土地の所有権の保存登記に係る登録免許税が免税となる。</u>
p. 100 期限延長	図表 6-64・不動産取得税の基本的事項 税率の期限延長（ <u>2021年3月31日まで</u> ） → （ <u>2024年3月31日まで</u> ） 欄外 ※宅地および…が、 <u>2024（令和6）年3月31日までに</u> 行われた…
p. 103 期限延長	(6)住宅用土地の軽減 <u>2024（令和6）年3月までに取得した…</u>
p. 117 税制改正 記述変更	図表 6-74・【参考】住宅取得・増改築等に係る所得税の税額控除のまとめ ・住宅ローン控除：※ <u>2021年1月～2022年12月の居住開始で13年控除は特別特例取得である場合に限る。</u> 欄外※ <u>適用消費税率が10%で2019年10月から2022年12月の間の居住開始の場合、所定の要件を満たす場合は控除期間が13年に延長される。</u>
p. 144 税制改正 ③に加筆	(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置 1) 適用要件 ③に加筆 ・ <u>2021年1月以後の贈与については、受贈者の合計所得金が1,000万円以下である場合に限り、床面積の下限が40㎡以上に緩和される。</u>

次ページに続く

該当ページ	改定内容等										
p. 144	図表 6-86 非課税限度額の引き上げ <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>2021 年 4 月 ～2021 年 12 月</td> <td>1,200 万円</td> <td>700 万円</td> <td>800 万円</td> <td>300 万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,500 万円</td> <td>1,000 万円</td> <td>1,000 万円</td> <td>500 万円</td> </tr> </table>	2021 年 4 月 ～2021 年 12 月	1,200 万円	700 万円	800 万円	300 万円		1,500 万円	1,000 万円	1,000 万円	500 万円
2021 年 4 月 ～2021 年 12 月	1,200 万円	700 万円	800 万円	300 万円							
	1,500 万円	1,000 万円	1,000 万円	500 万円							
p. 167～168 法改正 文末に加筆	(3)一括借上げ方式（サブリース方式） … <u>なお、不動産業者（サブリース業者）と建物オーナー（所有者）との契約トラブルを避けるための法整備がなされ、サブリース業者や勧誘者に対して、サブリースによる賃貸住宅経営の勧誘時における不当な行為の禁止や契約締結前の重要事項説明等の義務が課されることとなった。また、2021 年 6 月からは賃貸住宅管理業の登録制度の運用が始まり、賃貸住宅管理業を営む者は国土交通大臣への登録が必要となった。</u>										

第3分冊 相続・事業承継設計

該当ページ	改定内容等
p. 188 記述変更	(1)親族の範囲 1) 配偶者と姻族 (3 行目以降) … … (略) …。なお、 <u>夫婦の一方が死亡した場合、その後も死亡した配偶者の血族との姻族関係は継続する。ただし、生存配偶者が「姻族関係終了届」を市区町村長に提出したときは、姻族関係は終了する。</u>
p. 190 記述変更	図表 7-3・特別養子と普通養子 養親の制限：普通養子 … 成人であること → <u>20 歳以上であること</u>
p. 193 3 行目 文末に追記	1) 後見事務の開始 … …を主な職務とする。 <u>ただし任意後見人および任意後見受任者の配偶者、直系血族、兄弟姉妹等は任意後見監督人になることはできない。</u>
p. 222 3 行目から 記述変更	5. 遺言の撤回の方法 … (略) … <u>撤回ができる。また、複数の遺言があつてその内容に抵触する部分がある場合は、抵触する部分については、遺言の形式にかかわらず最も日付の新しいものが効力を有する。複数の遺言の抵触しない部分については、原則としてすべて有効となる。</u>
p. 223 記述変更	2) 検認 公正証書遺言および遺言書保管所で保管されていた自筆証書遺言書以外の遺言書は、封印の有無にかかわらず検認を受けなければならない。(以下、略)
p. 229 1) を新設 記述追加	(1)贈与の成立 1) 贈与財産の取得時期 贈与財産の取得時期は、書面による贈与と契約の場合はその契約の効力が発生したとき、書面によらない場合は、その贈与の履行があつたときとなる。
p. 233 4 行目に 記述追加	3) 制限納税義務者 … <u>なお、短期的な国内居住の外国人や国外居住の外国人等が、国内居住の外国人（永住者等一定の者を除く）から贈与により取得した国外財産は課税対象外から除外される。</u>
p. 235 3 行目に 記述追加	5) 負担付贈与 …… <u>負担付贈与の財産の価額は、土地や建物は通常の取引価額、上場株式等は贈与の日の終値、その他の資産は相続税評価額をいう。</u>

次ページに続く

該当ページ	改定内容等										
p. 243 ⑤を新設 記述追加	2) 「一定の家屋・一定の増改築」の要件 … ⑤ 2021 年 1 月以後の贈与から、年中の合計所得金額が 1,000 万円以下である場合に限り、家屋の床面積要件が 40 m ² 以上 240 m ² 以下に緩和される。										
p. 244 税制改正	図表 7-39・非課税限度額 2021 年 4 月以後の非課税限度額の引き上げ <table border="1"> <tr> <td>2021 年 4 月</td> <td>1,200 万円</td> <td>700 万円</td> <td>800 万円</td> <td>300 万円</td> </tr> <tr> <td>～2021 年 12 月</td> <td>1,500 万円</td> <td>1,000 万円</td> <td>1,000 万円</td> <td>500 万円</td> </tr> </table>	2021 年 4 月	1,200 万円	700 万円	800 万円	300 万円	～2021 年 12 月	1,500 万円	1,000 万円	1,000 万円	500 万円
2021 年 4 月	1,200 万円	700 万円	800 万円	300 万円							
～2021 年 12 月	1,500 万円	1,000 万円	1,000 万円	500 万円							
p. 244 期限延長	6. 教育資金の一括贈与の非課税措置 2013 年 4 月～2023 年 3 月 31 日の間」に、…										
p. 245 8 行目に 記述追加	2) 贈与者が口座終了前に死亡した場合の取扱い … 2021 年 4 月 1 日以後に受けた贈与については、教育資金管理契約の締結時期を問わず、贈与者死亡日における残高が生前贈与加算の対象（上記例外は除く）となり、孫等への贈与は相続税の 2 割加算の対象となる。										
p. 246 期限延長 6 行目に 記述追加	7. 結婚子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 2015 年 4 月～2023 年 3 月までの間に、… (4) 契約期間中途において贈与者が死亡した場合の取扱い … なお、受贈日が 2021 年 4 月以後であり、受贈者が孫等である場合は、相続税の 2 割加算の対象となる。										
p. 251 6 行目 記述改定	2. 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税選択の特例 … 受贈者は…（略）…、取得する家屋の床面積は 40 m ² （受贈日が 2020 年 12 月以前の場合は 50 m ² ）以上（上限なし）で居住部分が…										
p. 274 ③を新設 記述追加	4) 未成年者（税額）控除 ③ 成年年齢の引下げ（民法改正） 成年年齢の引下げに伴い、2022（令和 4）年 4 月 1 日以後の相続から、未成年者控除の対象者が 18 歳未満となる。										
p. 280 ①の全文 を削除	1) 居住無制限納税義務者 …… ① 一時的居住者の取扱い 全文削除										
p. 281 ③を新設 記述追加	② 日本国籍を有しない相続人等 ③ 在留資格のある外国人の相続 在留資格がある外国人など日本国籍がない人（非永住者等を除く）に相続等があった場合で国内に短期的に居住する外国人や国外居住外国人等が相続人のときは、国内財産のみ課税対象となる。										
p. 308 借家権割合 を新設	(4) 貸家建付地 <賃貸割合とは> <借家権割合とは> 借家権割合は全国一律 30%である。ただし、通常、借家人の権利（借家権）は評価しない。										
p. 329 語句訂正	3. 生命保険に関する権利の評価（2 行目～） 保険契約で、被相続人が保険料の全部または一部を負担し、かつ、被相続人以外の者がその生命保険契約の被保険者である保険契約（掛捨て保険は除く）に係る権利をいう。										

以上